

# 浪江農業振興地域整備計画書

(高瀬・大堀・苅野地区)

(様式第1号)

農業振興地域整備計画変更理由書

1 変更内容 (総括表)

(1) 重要変更に係るもの (法第13条関係)

変更後の用途	件数	現況地目別面積	農用地利用計画上 の用途区分別面積	備考
(編入) 農地	1	m <sup>2</sup> 田 2,824 畑 1,562	m <sup>2</sup>	
小計①		4,386		
(除外) 携帯電話基地局 駐車場用地		m <sup>2</sup> 田 878 (うち4) 畑 768		
小計②	2	772		
(用途区分の変更： 1ha を超える場合)				
合計 ①-②	3	m <sup>2</sup> 3,614		

(2) 軽微な変更に係るもの (政令第10条関係)

変更の用途	件数	現況地目別面積	農用地利用計画上 の用途区分別面積	備考
-------	----	---------	----------------------	----

		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
合 計				

(注：備考欄に政令第10条第1項各号の区分を記載する。)

## 2 変更理由

### (1) 整備計画の変更を必要とするに至った経過

当町は、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故による全町避難が長期化したことにより、帰還し営農を再開する農家の減少は避けられない現状であり、今後、担い手への農地の利用集積を進める必要がある。今回変更する地域は、小区画及び不整形なほ場が散在しており、農地流動化の阻害要因となっているため、農山村地域基盤総合整備事業を導入し、大区画ほ場へ整備する計画である。計画地域内の農用地区域外の土地について、追加で事業対象とするために農用地区域へ編入する必要がある。

また、携帯電話基地局の設置計画は、当該地周辺で有事の際に通信手段を確保するために必要な設備であり、選定場所としてもその機能を果たすうえで最適であることから、農用地区域からの除外に至った。

その他、隣接する寺への利便性の向上を図り、利用者等への駐車場を増設するため、農用地区域から除外に至った。

### (2) 土地利用計画の変更により農業面にどのような影響があるか

土地利用計画の変更にあたっては、農業面に与える影響について十分に検討し、最小限にとどめることで、特に影響はないものと判断される。

### (3) 変更後の土地利用計画に対する基本方針

農業振興策の基本である「浪江農業振興地域整備計画」を基にして、社会経済情勢の変化に対応しつつ、農用地の確保と有効利用を図り、地域的に生産性の高い農業の確立を推進する。

(様式第2号) 別表2

## 変更箇所の個別検討表〔編入用〕(一件毎に作成)

対図 番号	計 画 変 更 箇 所			
	所 在	地 目	面 積	編入後の用途区分
①	高瀬字諏訪1、2-2 高瀬字小高瀬原3-5、4、6、7-1、10-2、13-1、24-1	田 畑	m <sup>2</sup> 2824 1562	農地・採草放牧地 混牧林地・農業用施設用地
変 更 の 目 的 及 び 必 要 性				
農山村地域復興基盤総合整備事業を実施する高瀬地区の事業区域へ追加するために農用地区域へ編入する必要がある。				
法第10条 第3項の該 当号 (該当する 項目の□に レを付すこ と)	<input type="checkbox"/> 1号〔集团的に存在する農用地で政令で定める規模以上のもの〕 <input checked="" type="checkbox"/> 2号〔土地改良法(昭和24年法律第195号)第2条第2項に規定する土地改良事業又はこれに準ずる事業で、農業用排水施設の新設又は変更、区画整理、農用地の造成その他の農林水産省令で定めるものの施行に係る区域内にある土地〕 <input type="checkbox"/> 3号〔前2号に掲げる土地の保全又は利用上必要な施設の用に供される土地〕 <input type="checkbox"/> 4号〔法第3条第4号に掲げる土地で、政令で定める規模以上のもの又は第1号及び第2号に掲げる土地に隣接するもの〕 <input type="checkbox"/> 5号〔前各号に定めるもののほか、果樹又は野菜の生産団地の形成その他の当該農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るためその土地の農業上の利用を確保することが必要であると認められる土地〕			
備 考				

(様式第2号) 別表1-1  
変更箇所の個別検討表〔除外及び用途区分変更用〕 (一件毎に作成)

対図 番号	計 画 変 更 箇 所				
	所 在	地 目	面 積	法第10条第3項の該当号	用途区分
②	浪江町大字小丸字三程18の一部	田	878㎡ のうち 4㎡	第1号・第2号・第3号 第4号 (第5号)	(農地) 採草放牧地 混牧林地・農業用施設用地
変 更 の 目 的 及 び 必 要 性					
携帯電話基地局新設のため					
除 外 の 検 討	法第13条 第2項1号	当該地は山間部に位置しており、農用地以外はほぼ山林であるため利用することが困難である。他の携帯電話基地局と混信しない位置であり、また、道路沿いであるため維持管理に便利であることから最適であり、今回の除外はやむを得ないものと認められる。			
	法第13条 第2項2号	当該地は、携帯電話基地局の設置及び維持管理に必要な最小限の面積となっており、この地域の農地の集団化に支障をきたすおそれはないと認められる。			
	法第13条 第2項3号	当該地は、携帯電話基地局の設置及び維持管理に必要な最小限の面積となっており、この地域の農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれはないと認められる。			
	法第13条 第2項4号	雨水は自然浸透により対応し、汚水は出ないため、土地改良施設に支障を及ぼすおそれはないと認められる。			
	法第13条 第2項5号	当該地は、農業振興地域の整備に関する法律第10条第3項第2号に規定する事業の施行にかかる区域内の土地ではないので該当しない。			
	法第10条第4 項規定の土地 〔非農用地 政令第8条〕				
	法第10条第3 項各号非該当の 土地				
用途区分の変更	変更後の用途区分	農地・採草放牧地・混牧林地・農業用施設用地・( )			
	当該地の選定理由				
軽微な変更	*政令第10条第1項に規定する軽微な変更該当する場合は、該当する号に○ 〔 第2号 第3号 第4号 〕				
その他の事項による除外					
農地転用許可権者との事前調整 (農地転用許可権限が市町村に移譲されている場合は記入する。) ※農地法の運用について (平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長通知) による区分により記載する。					
農地転用許可権者					
意 見					
農地区分	第2種農地				
農地転用許可条項	第2-1-(1)-オ-(イ)				
他法令との調整					

(様式第2号) 別表1-1  
変更箇所の個別検討表〔除外及び用途区分変更用〕 (一件毎に作成)

対図 番号	計 画 変 更 箇 所					
	所 在	地 目	面 積	法第10条第3項の該当号	用途区分	
③	浪江町大字室原字原1-1	畑	768㎡	第1号・第2号・第3号 第4号・ <u>第5号</u>	<u>農地</u> 採草放牧地 混牧林地・農業用施設用地	
変 更 の 目 的 及 び 必 要 性						
駐車場増設のため						
除 外 の 検 討	法第13条 第2項1号	当該地は隣接地が寺となっており、今後の機能回復に向け、寺への参拝者や法事、法要等の行事への参加者の利便性向上のための駐車場の増設等を行う計画となっている。また、既存施設に隣接していることから利用するにあたり最適であり、今回の除外はやむを得ないものと認められる				
	法第13条 第2項2号	当該地は隣接する既存施設に密接に関係することからこの地域の農地の集団化に支障をきたすおそれはないと認められる。				
	法第13条 第2項3号	必要最小限の面積となっており、地域の効率的かつ安定的な農業経営へ支障を及ぼすおそれはないと認められる。				
	法第13条 第2項4号	雨水は自然浸透により対応し、汚水は敷地北側部に設置する浄化槽に集め、定期的に汲み取りを行うため、土地改良施設に支障を及ぼすおそれはないと認められる。				
	法第13条 第2項5号	当該地は、農業振興地域の整備に関する法律第10条第3項第2号に規定する事業の施行にかかる区域内の土地ではないので該当しない。				
	法第10条第4 項規定の土地 〔非農用地 政令第8条〕	/				
	法第10条第3 項各号非該当の 土地	/				
用途区分の変更	変更後の用途区分	農地・採草放牧地・混牧林地・農業用施設用地・( )				
	当該地の選定理由					
軽微な変更	*政令第10条第1項に規定する軽微な変更 <del>に該当する場合は、該当する号に○</del> 〔第2号 第3号 第4号〕					
その他の事項による除外						
農地転用許可権者との事前調整（農地転用許可権限が市町村に移譲されている場合は記入する。） ※農地法の運用について（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長通知）による区分により記載する。						
農地転用許可権者						
意 見						
農地区分	第1種農地					
農地転用許可条項	第2-1-(1)-イ-(イ)-e-(e)					
他法令との調整						

農用地区域編入対象農地等

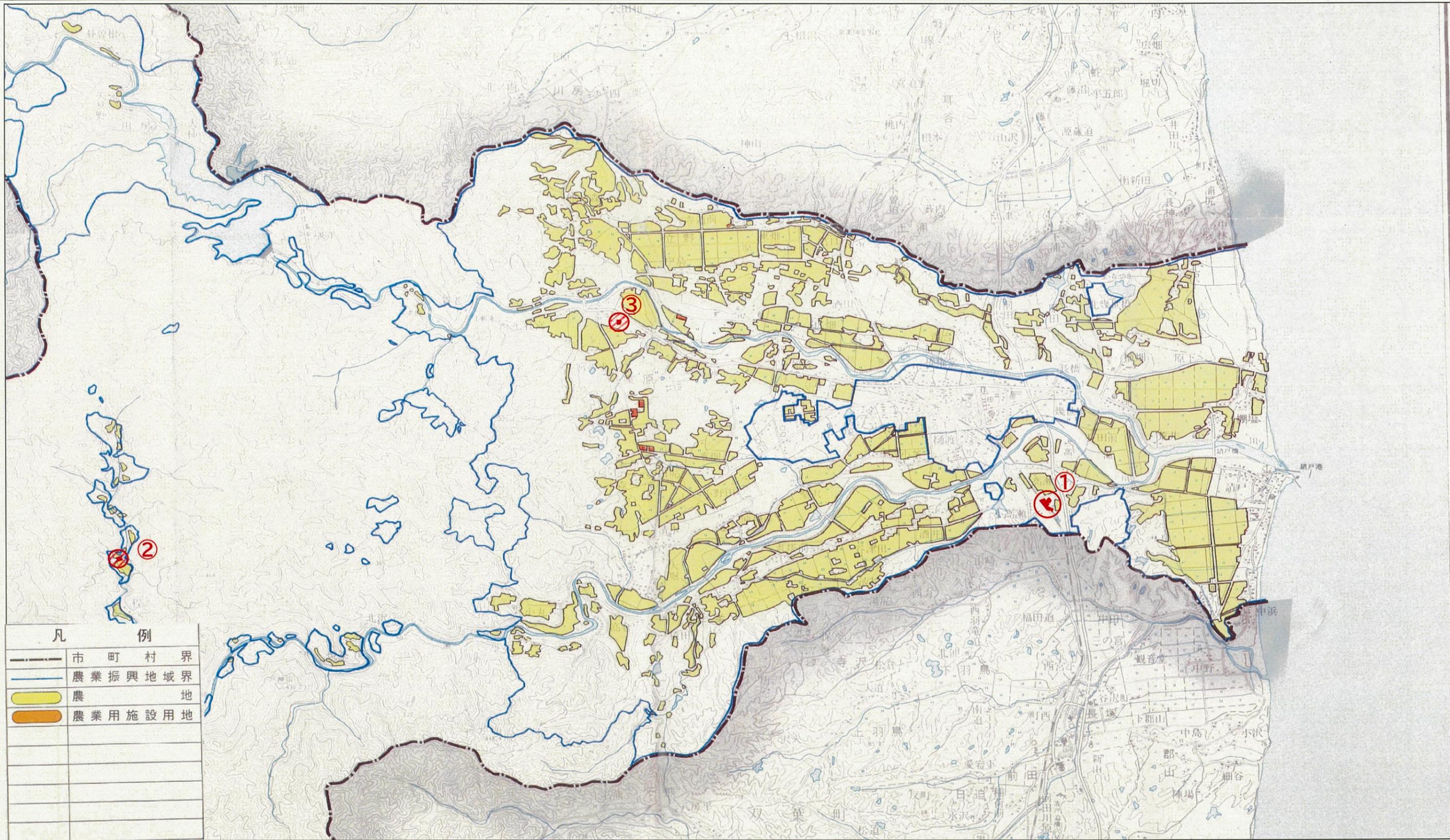
番号	大字	字	地番	地目	地積	附図番号
1	高瀬	諏訪	1	田	1,482.00	①
2	高瀬	諏訪	2-2	田	279.00	
3	高瀬	小高瀬原	3-5	田	720.00	
4	高瀬	小高瀬原	4	畑	251.00	
5	高瀬	小高瀬原	6	畑	348.00	
6	高瀬	小高瀬原	7-1	田	343.00	
7	高瀬	小高瀬原	10-2	畑	145.00	
8	高瀬	小高瀬原	13-1	畑	220.00	
9	高瀬	小高瀬原	24-1	畑	598.00	

地目	筆数	面積 (㎡)
田	4	2,824.00
畑	5	1,562.00
雑種地	0	0.00
山林	0	0.00
原野	0	0.00
池沼	0	0.00
計	9	4,386.00

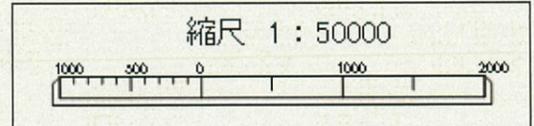
農用地区域除外対象農地等

番号	大字	字	地番	地目	地積	附図番号
1	小丸	三程	18	田	878.00	②
2	室原	原	1-1	畑	768.00	③

地目	筆数	面積 (㎡)
田	1	878.00 (うち4㎡)
畑	1	768.00
雑種地	0	0.00
山林	0	0.00
原野	0	0.00
池沼	0	0.00
計	2	1,646.00 (うち772㎡)



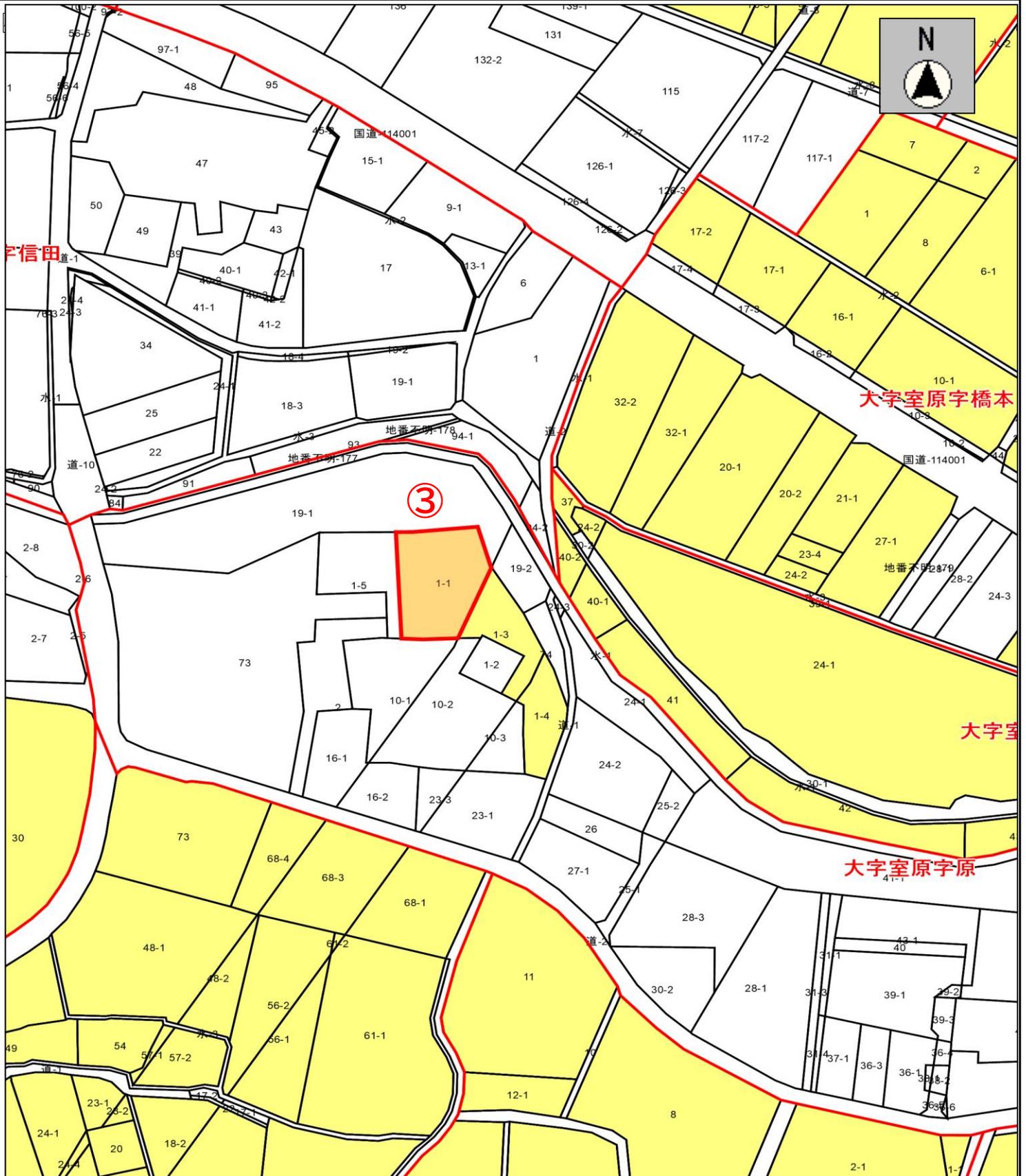
凡 例	
	市 町 村 界
	農 業 振 興 地 域 界
	農 地
	農 業 用 施 設 用 地







# ③室原字原1-1



農用地区域内農地

除外する土地

